

糸保第 249 号
令和 3 年 9 月 29 日

保護者の皆様へ

糸満市長 當銘 真栄



特別保育の終了と登園自粛の要請について（通知）

日頃より教育・保育行政にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染や濃厚接触者の発生状況から令和 3 年 8 月 19 日（木）から保護者様の職業に応じた特別保育の実施しておりましたが、状況の変化から特別保育の実施を 9 月 30 日（木）をもって終了させていただきます。しかし依然として沖縄県の警戒レベルが高いことから、10 月 1 日以降も家庭での保育が可能な保護者の皆様へ登園自粛を要請いたします。なお、家庭での保育ができない園児については通常通りの保育を行います。

保育料の減免などについては以下の通りです。

記

保育料の減免について

登園自粛要請期間中に登園を自粛した日について、日割り相当分の保育料を減免いたします。保護者によるお手続きは不要ですが、還付口座について書類を提出していただく場合がございます。

認可外保育施設に関しては、施設が登園自粛について保育料を減免した場合、施設に対して減免費用を補助いたします。

保育の必要性が「求職活動」の方の就労開始期限延長について

特別保育終了後は、全員への一律期限延長は行いません。新型コロナウイルス感染症の影響で、求職活動を行っても就労先が見つからない方は、個別に期限の延長について検討いたしますので求職活動を行っていることを証する書類（ハローワークの申込・応募書類や不採用通知）の提出をお願いいたします。正当な理由なく提出がない場合は、退所となりますのでご注意ください。

育児休業からの復帰について

9 月中までに復帰及び復帰の就労証明を求められていた方は、期限を延長しましたので 10 月中の復帰及就労証明書の提出をお願いいたします。

お問い合わせ先 糸満市役所 保育こども園課 TEL : 098-840-8131